

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 437
不服2024-006494	肌育シャワー	11	Z (拒絶)	【商標法3条1項6号, 4条1項16号】
<審決要旨> 「シャワー器具」などの商品に使用するとき、それが「肌を育てる（肌質を良くする）効果を有するシャワー器具商品の特徴を簡潔に表した語句又は宣伝広告用の語句であると理解するにとどまる。 (1) 美容関連の分野においては、「肌を育てることを目的としたケアや治療」等について、「肌育」の文字が広く一般的に使用されている事実が認められる。 (2) また、シャワー器具の分野において、様々な美容効果をうたう商品が広く製造、販売等され、「肌を育む」、「肌を育てる」といった文字が使用されている。 (3) そうすると、本願商標は、シャワー器具商品の特徴を簡潔に表した語句又は宣伝広告用の語句であると理解するにとどまり、自他商品の識別標識としては認識しない。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 71
無効2022-890045		25	Z (無効)	【商標法4条1項11号又は15号】  
<審決要旨> (1) 本件商標と引用商標は、類似するから4条1項11号に該当する。仮に11号に該当しないとしても、(2) 本件商標をその指定商品に使用する場合、引用商標を連想、想起し、請求人等又は同人と経済的若しくは組織的に関係を有する商品かの如く、出所の混同を生じるおそれがある。 (1) 引用商標は、本件商標の出願時及び登録査定時に、請求人等の業務に係る被服及びスポーツウェア等を表示する商標として、我が国の需要者の間に広く認識され、周知、著名なものとなっていたから、引用商標の周知著名性の程度は高いといえる。 (2) 本件図形部分と引用商標3及び引用商標4とは、両者の上記共通点が需要者に強い印象を与えるものであるから、外観において相紛らわしいものと判断するのが相当である。 (3) 引用商標は、いずれも特徴的な図形又はこれを含むから、その独創性の程度は高く、また、本件商標の指定商品と請求人等の業務に係る被服及びスポーツウェア等とは、いずれもファッション関連の商品であることから、その関連性の程度は高く、取引者及び需要者を共通にする。 (3) よって、本件商標を指定商品に使用する場合、引用商標を連想、想起し、商品の出所について混同を生じるおそれがある。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 139
不服2023-015641	外国人雇用労務士 Foreign Employment Management Consultant	35 41	Y (登録)	【4条1項7号】
<審決要旨> 「外国人の雇用に関する事務に係る一定の資格・役割をもった者」等の意味合いを理解させる場合があるとしても、その構成自体が非道徳的等でなく、社会通念に照らしても、著しく社会的相当性を欠くものとも認められない。 (1) 本願商標の構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激又は他人に不快な印象を与えるような構成でなく、「外国人雇用労務士」と同一又は類似する名称が法令によって使用を規制されている事実は見いだせない。				

(2) また、「外国人労働者の雇用管理」に関する資格と同種の国家資格を有する者等によって提供される役務であるかのごとく、需要者を誤信させるような事情も見いだせない。

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 59
無効2022-890028	DIORLV	25	Z (無効)	【4条1項11号】 Dior "DIOR"
<審決要旨> 「D I O R」の文字は、請求人がファッション関連商品で著名。本件商標の指定商品は、ファッション関連商品であるから、請求人の周知著名な「D I O R」に着目し、該文字が、強く支配的な印象を与えるから、「D I O R」の文字を本件商標の要部として抽出し、引用商標と比較して商標の類否を判断することも許されるというべきである。 (1) 請求人の商標「D i o r」、「D I O R」、「ディオール」は、ファッション関連商品を表示するものとして、我が国及び外国の需要者の間に広く認識され、その状態は本件商標の登録査定時においても継続していたものといえる (2) そうすると、本件商標の構成中の「D I O R」の文字が、強く支配的な印象を与え、引用商標との類否判断に当たり、「D I O R」の文字を本件商標の要部として抽出することも許されるから、「D I O R」の文字から「ディオール」の称呼、及びファッション関連商品のブランド名の観念が生じる。 (3) よって、両商標は、「ディオール」の称呼及びファッション関連商品のブランド名の観念を同一にするから、外観、称呼及び観念を共通する類似の商標である。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 427
不服2024-005810		9, 35, 41	Z (拒絶)	【4条1項11号】 POLA ポーラ
<審決要旨>本願商標の図形部分と文字部分は、常に一体不可分のものとも言えないから、文字部分から「ポーラ」（女子の名前）の称呼、観念を生じる。他方、引用各商標からも、「ポーラ」（女子の名前）の称呼及び観念を生じるから、両商標は、類似商標であって、かつ両商標の商品・役務も類似する。 (1) 図形部分及び文字部分とが、特定の意味を有する等の観念上の結びつきを有するものとも認められから、常に一体不可分のものとしてのみ看取される特段の事情は見いだせない。 (2) そうすると、本願商標中の「ポーラ」の文字部分を分離抽出し、これを要部として引用商標と比較することも許され、「ポーラ」の文字から「ポーラ」の称呼を生じ、「女子の名」の観念が生ずる (3) 他方、引用各商標の「POLA」、「ポーラ」の文字は、「女子の名」の意味を有する語であるから、各文字に相応して「ポーラ」の称呼及び「女子の名」の観念が生ずるものである。 (4) よって、両商標は、全体の外観においては相違するものの、本願商標の要部と引用商標の要部との対比において、その外観上の差異が強い印象を与えるとまではいえず、両者は称呼及び観念を共通にするから、全体的に考察すれば、本願商標と引用商標は、相紛れるおそれのある、類似の商標である。				

以上